

令和3年第1回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(令和3年6月2日)

令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和3年5月26日（水）

○告示年月日 令和3年5月26日（水）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和3年6月2日（水） 午後1時55分

○閉 会 令和3年6月2日（水） 午後2時50分

○出席議員（14名）

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
3番	西山幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	6番	岡田 勇
7番	青木 敏	8番	岡田 三郎
9番	山口 亘	10番	大倉 博
11番	岡田 泰正	12番	三原 和久
13番	森本 隆	14番	梅本 章一

○会議録署名議員

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
----	-------	----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	杉浦 正省	理事（木津川市長）	河井 規子
理事（笠置町長）	中 淳志	理事（和束町長）	堀 忠雄
理事（南山城村長）	平沼 和彦		
会計管理者（精華町会計管理者）	上野 靖		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

○追加議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 2 号 相楽郡広域事務組合監査委員の選任について
- 第 7 諸報告

令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

令和3年6月2日（水）

大谷処理場 会議室

（午後1時55分 開会）

○事務局長 皆さん、こんにちは。事務局長の福田でございます。定刻より5分前でございますが、皆さんお揃いでございますので、ただ今から始めさせていただきます。

本日は、各市町村におかれましては、6月定例議会等々を控え、公私とも何かとお忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会でございますけれども、組合を構成する市町村のうち、3月には和束町議会で、5月には木津川市議会でそれぞれ役員改選等が行われ、また、5月には、精華町議会議員選挙がありましたことから、本組合議員の改選がございました。このことにより、現在、議長、副議長が不在となっておりますので、議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

つきましては、出席議員の中で、山口亘議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。山口議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長 改めまして、こんにちは。ただ今、事務局からご紹介をいただきました山口亘でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

開会に先立ち、先ほど事務局からもございましたが、和束町議会、木津川市議会では議長等の改選によりまして、また、精華町では、議会議員選挙を受け、5月25日に初議会が開会され、それぞれ本組合議会議員が新たに選出されました。

それでは、ただ今の着席の順で谷口雄一議員から自席にて順次自己紹介をお願いいたします。

○谷口議員 木津川市議会の谷口です。よろしくお願いします。

○炭本議員 木津川市議会の炭本です。よろしくお願いします。

○西山議員 木津川市議会の西山です。よろしくお願いします。

○河口議員 木津川市議会の河口です。よろしくお願いします。

○由本議員 笠置町議会の由本です。よろしくお願いします。

○岡田勇議員 和束町議会の岡田勇です。よろしくお願いします。

○青木議員 精華町議会の青木です。よろしくお願いします。

○岡田三郎議員 精華町議会の岡田三郎です。よろしくお願いします。

- 大倉議員 笠置町議会の大倉です。よろしくお願いします。
- 岡田泰正議員 和束町議会の岡田泰正です。よろしくお願いします。
- 三原議員 精華町議会の三原です。よろしくお願いします。
- 森本議員 木津川市議会の森本です。よろしくお願いします。
- 梅本議員 南山城村議会の梅本です。よろしくお願いします。
- 臨時議長 どうもありがとうございました。最後に、私は、南山城村議会の山口亘で
ございます。よろしくお願いします。これで自己紹介を終わります。

続いて、組合理事者等の紹介を事務局からお願いします。

- 事務局長 失礼いたします。続きまして、組合理事者等の紹介を事務局からさせていただきます。

組合理事会、代表理事の杉浦正省精華町長です。

- 杉浦代表理事 杉浦です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 理事の河井規子木津川市長です。
- 河井理事 河井です。よろしくお願いします。
- 事務局長 同じく理事の中淳志笠置町長です。
- 中理事 中です。よろしくお願いします。
- 事務局長 同じく理事の堀忠雄和束町長です。
- 堀理事 堀です。よろしくお願いします。
- 事務局長 同じく理事の平沼和彦南山城村長です。
- 平沼理事 平沼です。よろしくお願いします。
- 事務局長 続いて、会計管理者の上野靖精華町会計管理者です。
- 上野会計管理者 上野です。よろしくお願いします。
- 事務局長 続いて、事務局の國子次長です。
- 國子次長 國子です。よろしくお願いします。
- 事務局長 同じく南山主査です。
- 南山主査 南山です。よろしくお願いします。
- 事務局長 最後に、わたくし事務局長の福田でございます。以上で、紹介を終わらせていただきます。

- 臨時議長 どうもありがとうございました。次に、代表理事からあいさつを受けます。
杉浦代表理事。

- 代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事を仰せつかっております精華町長の
杉浦でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、令和3年
第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆
さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとう

ございます。平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

本議会は、3月に和束町議会で、5月に木津川市議会で議長等の改選がなされ、精華町議会では、議会議員選挙があり、5月25日に初議会が開催され、新たに組合議会議員となりました皆さま方を迎えての議会となります。今回、新たに本組合議会の議員になりました議員の皆さま方におかれましては、相楽地域の広域行政の推進にご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。広域事務組合の理事会におきましても、4月の和束町長選挙におかれまして6選を果たされました堀町長を引き続き、理事としてお迎えし、相楽地域の広域行政の課題の解決をめざし、それぞれの市町村が最大限の協力をしていくことを確認しているところでございます。これからも、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方におかれましても、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで2月16日に開催しました定例議会以降の本組合の主な取り組みと本組合の共同処理事務ごとの令和2年度実績等につきまして報告申し上げます。

1点目は、「し尿処理業務」についてでございます。令和2年度の大谷処理場へのし尿等の搬入量は、し尿が、4,730キロリットル、浄化槽汚泥が、8,372キロリットル、合わせて13,102キロリットル、前年度比で、185キロリットル、1.4パーセントの減少となり、下水道の進捗などにより、年々減少してきております。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございます。

令和2年度の施設処理及び運転管理は、大谷処理場基幹的設備改良工事を進めながらではありましたが、大きなトラブルもなく、水質も良好で安定的な運転管理が行われました。

次に、大谷処理場基幹的設備改良事業につきましては、令和元・2年度の2か年事業でございまして、2月17日から総合試運転が、3月8日から性能試験がそれぞれ行われ、3月30日には、完成検査を行い、検査の結果、指摘事項もなく、合格でございましたことから、3月31日に引渡しを受け、4月1日から新施設の運用を開始いたしております。

2点目は、「相楽消費生活センター」についてでございます。センターでは、消費生活相談員による相談業務をはじめ、消費生活出前講座や学校への出前授業等の実施により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。令和2年度の相談件数は、606件で、前年度比、57件、8.6パーセントの減となり、

相談の傾向といたしましては、一番多い相談は、特定消費料金の滞納などの支払い不明の架空請求関係で68件、続いて、事業者相談などの相談その他で51件、スマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で45件でございました。また、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は、48件でした。

次に、消費者教育・啓発事業といたしまして、悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、コロナ禍ではありましたが、「消費生活出前講座」を、計7回、123人の方々を対象に実施いたしました。高齢者見守りネットワークへの支援につきましては、和束町民生児童委員協議会に2回、43人を対象に消費者被害の事例に関する情報提供等を行いました。さらに、学校への出前授業を5校、21回、698人の児童・生徒を対象に実施いたしました。

また、令和2年5月9日、そして、本年度も、令和3年5月15日にイオンモール高の原で予定していた「消費生活フェスタ」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止のため中止いたしました。

3点目は、「相楽休日応急診療所」についてでございます。令和2年度の受診者数は、437人で、平均しますと1日あたり、6.2人となりました。前年度比635人、59.2パーセントと新型コロナウイルスの影響を受け、大幅な減となりました。疾患別では、呼吸器感染症に区分されます風邪等の症状が67パーセント、消化器感染症に区分されます胃腸炎、腸炎の症状が12パーセント、皮膚科系が9パーセントの順となっております。

また、ゴールデンウィークの受診者数は、5日間で74人、1日当たり受診者数は、平均15人でありました。

4点目は、「相楽会館」についてでございます。ご承知のとおり、貸室は大ホールのみで、令和2年度実績は、69件、1,234人の利用でありました。

5点目でございますが、特別会計の、「ふるさと市町村圏振興事業」では、ホームページにより、本組合が保有します情報の発信をするとともに、「お茶の京都」を活用した広域観光事業といたしまして、「お茶の京都」広域観光事業交付金交付要綱に基づき、5市町村に交付金、総額300万円を交付いたしました。

6点目は、「広域圏事業の今後のあり方検討会」についてでございます。今後、相楽会館貸館の廃止に伴い、事務局、消費生活センター、休日応急診療所及び聴覚言語センターへの新たな活動場所確保のため、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設への移転複合化の比較検討にあたり、建築等に関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うため、相楽会館改築等計画策定業務の委託にあたり、入札に向けた手続きを進めているところでございます。

以上が、今日までの経過でございます。

さて、今臨時会に提案いたします議案は、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について1件であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○臨時議長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今から、令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会します。

ただ今の出席議員は全員で定足数に達しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、臨時議長においてこれを許可します。傍聴者は湯瀬さんでございます。よろしくお願いします。

広報用として、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席として、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

○臨時議長 日程第2、議長の選挙を議題とします。議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に梅本章一議員を指名します。

おはかりします。ただ今、臨時議長において指名しました梅本章一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今臨時議長が指名しました梅本章一議員が議長に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。議長の当選承諾とあいさ

つをお願いします。梅本章一議員。

○梅本議長　ただ今、相楽郡広域事務組合議会の議長を仰せつかりました梅本章一でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、地方自治体を取り巻く環境は、今まで以上に非常に厳しい状況にあります。広域行政の重要性を認識し、さらに連携を深めていくことができるよう精進してまいりたいと存じます。皆様のご協力を得まして、この職務を全ういたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○臨時議長　ありがとうございます。これをもって、臨時議長の職務を終了しました。御協力誠にありがとうございました。議長を交代いたします。梅本議長、議長席へお願いいたします。

これより、暫時休憩します。2時25分までとします。

○議長　議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、職員に追加議事日程を配付させます。

(職員　追加議事日程配付)

お手元に配付いたしました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題としたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになります。

よって、議長において議席を指定いたします。

議席は、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

1番 谷口雄一議員、2番 炭本範子議員を指名します。

○議長　追加日程第3、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る4月14日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

追加日程第４、副議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第１項に基づく投票による選挙、同条第２項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、森本隆議員を指名します。

おはかりします。

ただ今、議長において指名しました、森本隆議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今議長が指名しました、森本隆議員が副議長に当選されました。ただ今、副議長に当選されました、森本隆議員が議場におられますので、会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をいたします。副議長の当選承諾とあいさつをお願いします。森本議員。

○森本副議長 ただ今、相楽郡広域事務組合議会の副議長を仰せつかりました森本隆でございます。市町村を取り巻く環境は年々厳しくなっており、相楽地域の市町村が連携していくことが必要になってまいります。梅本議長を支えながら、一生懸命頑張っていきたいと存じますので、議員の皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

追加日程第５、相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、相楽郡広域事務組合議会委員会条例第１条第２項の規定により、「委員の定数は５人とし、各市町村より１人をもって組織する」こと

になっております。私、梅本が議会運営委員でありましたが、議長に選任されましたことから、委員の辞職願を提出し許可いたしました。したがって、現在、笠置町議会の大倉委員、和束町議会の岡田泰正委員のお二人が議会運営委員会の委員であり、このたび改選がございました木津川市議会及び精華町議会から、また、南山城村議会の議会運営委員会の委員を選任するものでございます。議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会の委員に木津川市議会の西山幸千子議員、精華町議会の三原和久議員、南山城村議会の山口亘議員を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、西山幸千子議員、三原和久議員、山口亘議員を議会運営委員会の委員に指名することに決定いたしました。

それでは、ここで議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は隣の事務室で行ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員に名簿を配付させます。

(職員 名簿配付)

○議長 議会運営委員会での正・副委員長の互選の結果を報告いたします。別紙名簿にありますとおり、委員長に山口亘委員、副委員長に西山幸千子委員が、それぞれ選任されました。

追加日程第6、同意第2号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてを議題とします。それでは、ここで地方自治法第117条の規定により、三原和久議員の退席を求めます。

(三原和久議員 退席)

○議長 本案について提案者の説明を求めます。杉浦代表理事

○代表理事 それでは、同意第2号を提案させていただきます。同意第2号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任について

相楽郡広域事務組合監査委員に下記の者を選任したいから、相楽郡広域事務組合規約

第10条第2項の規定により、議会の同意を求めます。ご提案させていただく方は、三原和久さまでございます。住所と生年月日、経歴につきましては、記載のとおりでございます。

令和3年6月2日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。議員のうちから選任する監査委員として、三原和久氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で提案説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行ないます。

同意第2号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任についてを採決します。この採決は、起立によって行ないます。原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

起立全員であります。

よって、同意第2号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。三原和久議員の入場を認めます。

(三原和久議員 入場)

○議長 三原和久議員に申し上げます。監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

追加日程第7、諸報告を議題とします。事務局から諸報告を受けます。事務局長。

○事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。私から諸報告を申し上げます。

去る2月16日開催の組合議会定例会におきまして、西山議員から、一般質問の取扱いについて検討いただきたいとのご意見があり、議長から議会運営委員会に諮っていきたいと答弁されました。これを受け、4月14日(水)午前9時50分から10時50

分まで議会運営委員会が開催されましたので、その概要を報告いたします。

出席委員は全員で、三原議長も出席いただきました。なお、副議長は、不在のため、出席はしていただいております。

まず、事務局から過去の本組合議会における一般質問の状況を説明しました。過去の一般質問の状況としては、平成16年第2回定例会、平成17年第1回定例会及び平成17年第2回定例会の3回にわたり、質問者数延べ9人が、それぞれ質疑、答弁含めて1人30分で実施されました。これらの状況を踏まえ、平成18年1月18日に議会運営委員会が開催され、一般質問の取扱いについて審議されました。その結果は、「平成18年3月議会から一般質問は実施しないこととすること。」と決定されました。その理由として、「①過去の一般質問の内容から、議案の関連質問における質疑で十分に対応できること。」、「②広域事務組合議会という性格から、要望や改善事項は、各町村議会ごとにまとめて反映することが望ましいこと。」の2つの理由でございました。この過去の経過も踏まえ、ご審議いただいたところでございますが、委員のご意見としては、従前の決定のとおり、「議案の関連質問における質疑で十分対応できる。」、又は、『会議規則上は、一般質問をすることができます。』とあるため、一般質問をしないということであれば、問題があるのではないかと、「質問者を市町村ごとに1人としてはどうか。」などでございました。これらの議論がなされた後、委員会での結論は、「整理しなければいけない事項もあり、継続審議とする。」こととなり、「次回の本会議において、この審議結果を報告する」こととなりました。

また、本日、新たに議会運営委員が選任されましたことから、各市町村6月定例議会終了後の7月上旬に議会運営委員会を開催していただき、再度、ご審議をいただく予定でございます。

以上、諸報告といたします。

○議長　以上で、諸報告を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけでございますが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

なお、この後、大谷処理場の施設見学が行われますので、ご希望されます議員の皆さまは、御残りください。本日は、大変ご苦勞様でした。

(午後2時50分　閉会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会臨時議長 山口 亘

相楽郡広域事務組合議会議長 梅本 章一

会 議 録 署 名 議 員 谷口 雄一

〃 炭本 範子